

宮崎市建設工事成績評定運用マニュアル

～品質の向上をめざして～

令和8年4月

宮崎市総務部契約課

技術検査室

はじめに

公共工事の品質確保は、発注者及び受注者の双方に課せられた責務であり、公共施設の品質と耐久性の向上を目指した施工管理、監理監督が重要となります。

特に、現場における日常の出来形・品質管理は、公共施設の品質を大きく左右する重要な部分であり、そのための適正な施工体制の確保が不可欠であると考えられます。

このマニュアルは、関係法令、契約約款、各種工事共通仕様書等の遵守及び、公共工事の施工課程（プロセス）における適正な管理を行うため、施工プロセスチェックリストの各項目における、監督職員及び工事担当係長の「チェックポイント」、「判断基準」、「注意事項」の3点について、その内容を補足し整理したものです。

マニュアルの中の「判断基準」については、令和8年4月より運用する【宮崎市工事成績評定】の評定者である監督職員及び係長による、プロセス段階での客観的かつ偏りのない評定を行うための判断基準であり、発注者の意識の共有化を目的として記述しています。

目 次

第1章 工事成績評定の手引き	
1. 工事成績評定の手引き	5
2. 工事成績評定の対象	5
3. 評定者及び配点の割合	5
4. 評定の方法	5
5. 工事成績評定細目別考査内容及び評定者	6
6. 施工プロセスチェックリスト	7
7. 指導、評定方法フローについて	7
8. 工事成績評定結果の提出	8
9. 工事成績評定の留意事項	9
第2章 施工プロセスチェックリストの手引き	
1. 施工体制	
I. 施工体制一般	
(1) 契約工程表	13
(2) 工事カルテ	13
(3) 建設業退職金共済制度	13
(4) 請負代金内訳書	17
(5) 施工体制台帳、施工体系図	18
(6) 建設業許可標識	24
II. 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	
(1) 現場代理人	25
(2) 専門技術者の配置	26
(3) 作業主任者の選任	27
(4) 監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等	30
(5) 下請負者の把握	33
2. 施工状況	
I. 施工管理	
(1) 設計図書の照査等	34
(2) 施工計画書	35
(3) 施工管理（工事材料管理・出来形、品質管理・現場環境改善等）	37
(4) 検査（確認を含む）及び立会い等の調整	39

(5) 工事の着手	．．．．	40
(6) 支給材料及び貸与品	．．．．	41
(7) 建設副産物及び建設廃棄物	．．．．	41
(8) 指定建設機械類の確認	．．．．	44
II. 工程管理		
(1) 工程管理	．．．．	46
III. 安全対策		
(1) 安全活動	．．．．	47
(2) 安全パトロールの指摘事項の処理	．．．．	59
IV. 対外関係		
(1) 関係機関等	．．．．	59

第1章 工事成績評定の手引き

共通編

1. 工事成績評定について

工事成績評定は、市民の税金を投資する公共工事にあつては、品質を担保する重要な要素であり、また、受注者に対しては技術向上を図る大きな誘因となると考えられる。

工事成績評定の重要性は今後、ますます増大することが予想されるが、それに伴い、公正で客観的な基準に基づく厳密な評定が必要になる。また、それと同時に評定の方法や結果に対して、情報の透明性を担保することが要請されている。

これらのことから、従来の評定方法を改め、より客観的な運用基準に基づく新しい評定方式を導入するとともに、評定結果の受注者への通知や市民への公開にも対応できるものとする。

2. 工事成績評定の対象

宮崎市工事成績評定要領によるものとする。

3. 評定者及び配点の割合

評定者は、監督職員、係長（又は所属長が指名する者）及び検査員（担当課執行分については、所属長が指名する者）が行う。配点割合は、原則として、検査員40%、工事担当係長20%、監督職員40%とする。

4. 評定の方法

①評定は、評定者ごとに独立し、厳正、公正かつ客観的に行う。

②工事成績の採点は、「工事成績採点表」により行うものとする。

③評定の細目別評定点（受注者への工事成績結果の通知時に使用）の算出は、「項目別評定点採点表」を用いて行う。

④細目別評定は、「施工プロセスチェックリスト」の記録と実地検査に基づいて行う。

⑤受注者は「工事特性、創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書」（以下「実施状況報告書」という）を提出することができる。実施状況報告書が提出された場合は、評定はこれを十分に反映させる。

⑥評定は、「宮崎市建設工事成績評定運用マニュアル」を基準に行う。

⑦検査員は、評定にあたって、監督職員（監督職員及び工事担当係長）から評定に至った経緯等を聴くことができるものとする。

⑧評定点合計は、四捨五入により整数とする。

⑨完成検査で過去に中間技術検査等があった場合は、検査員の評定点は、平均値を用いて評定する。

5. 工事成績評定細目別考査内容及び評定者

工事成績評定における細目別考査内容及び評定者は下記の表のとおりとする。

項目	細目	考査内容	評定者
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制及び施工管理体制の評価	監督職員
	II. 配置技術者	現場代理人の職務の遂行に関する評価、主任・監理技術者等の技術的判断の評価	監督職員
2. 施工状況	I. 施工管理	適切かつ効率的な施工及び品質や出来形管理の実施状況の評価	監督職員 検査員
	II. 工程管理	適切な工程管理の実施状況の評価	監督職員 係長
	III. 安全対策	安全管理に際し適切に実施されているかの評価	監督職員 係長
	IV. 対外関係	対外調整や周辺環境対策等について適切に実施されているかの評価	監督職員
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形管理の結果についての評価	監督職員 検査員
	II. 品質	品質管理が適切になされているかの評価	監督職員 検査員
	III. 出来ばえ	構造物の出来具合や仕上げ状況等の出来ばえ、機能の評価	検査員
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	特異な技術力を要する技術の評価	係長
5. 創意工夫	I. 創意工夫	受注者の工夫やノウハウにより特筆すべきものがあつたかの評価	監督職員
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域社会や住民に対する配慮等の貢献についての評価	係長
7. 法令遵守等	(減点のみ)	法令を守り、尊重して仕事をしてきたかについての評価 (遵守していない場合は減点)	係長
8. 総合評価 技術提案等 履行確認	(減点のみ)	総合評価計画書の提案内容を確実に履行しているかの評価 (不履行の場合は減点)	係長

6. 施工プロセスチェックリスト

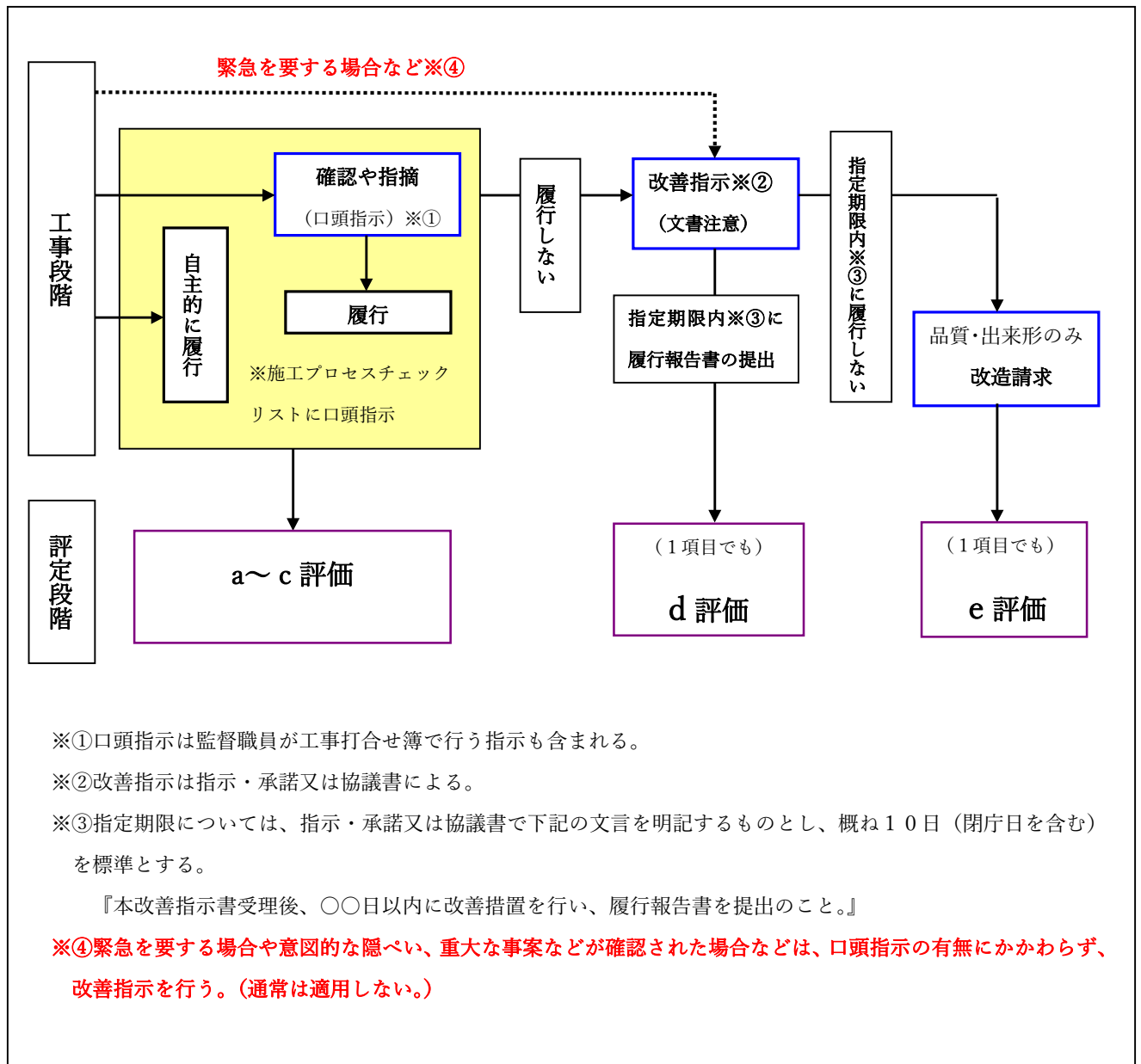
宮崎市の工事において監督職員が施工時における各種考査項目を確認するためのチェックリストとして利用し、評価に活用する。チェックリストの記入にあたっての留意事項は以下のとおりである。

- ①確認項目の選択にあたっては、後述の「施工プロセスチェックリストの手引き」を判断基準とし、該当する項目に指示事項等を入れる。
- ②評価は、工事着手から完成までの過程で、監督職員や工事担当係長がどの程度指導、助言や指示を行ったかを確認し実施する。
- ③評価にあたっては、客観性や透明性が要求される。したがって、評価に至る経緯を明瞭にしておく必要がある。そのため、施工プロセスチェックリストに指示事項や日付を記録することで説明できるようにする。
- ④チェック時期と指示事項の記入に際しては、書類もしくは現場で確認した月日を記入する。
- ⑤チェック欄に必要な応じて適正、文書注意、口頭指示等を記入し、備考欄に指示内容等を記入する。
- ⑥各項目で達成度を確認し、工事成績評価に反映する。
- ⑦【注意事項】チェック欄が完成時となっているものは、完成時の書類の提出又は提示により適切に実施されているか確認するものとする。ただし、施工中のプロセスチェックを必要としないものではないため、監督職員は、適宜履行の確認をし、未実施等の場合は、口頭指示、文書注意をするなど、履行の適切な確保に努めるものとする。

7. 指導、評価方法フローについて

受注者の施工体制などの問題で、契約不履行に至る可能性が認められたときは、それを指摘し、指導をして改善させることになるが、評価では、指導から改善に至る過程を工事打合せ簿等で記録することになる。指導は2段階で実施する。一段階の指導は「口頭指示」又は「工事打合せ簿での指示」で行い、指示により改善されなければ「文書（指示、承諾又は協議書）による改善指示を」を行った場合、各該当項目の【細別】の評価は、d又はeとなる。また、施工体制などに重大かつ悪質な不備があった場合、是正要求を行うこととなるが、その評価は法令遵守等の書面注意に該当する。指導、評価方法については、次ページの評価フロー図に基づき、適切に実施するものとする。

指導、評価フロー図



8. 工事完成検査、工事成績評定の事務の流れ

工事検査事務処理マニュアルによるものとする。(技術検査室検査、兼務検査員検査、工事担当課検査、設計等委託業務検査について記載)

ているかなどの観点から評価する。

エ) 工事施工中の建設副産物の処理状況、交通渋滞対策や周辺環境対策及び地元住民、関係機関との調整状況などを評価する。

オ) 「創意工夫」「地域への貢献」「工事特性」での加点がある場合は、必ず工事成績採点表の所見欄にその内容を記述する。

③出来形及び出来ばえ

【土木工事】

ア) 出来形は、完成した工事目的物の出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木施工管理基準（宮崎県が定める土木工事施工管理基準）、下水道管渠工事施工管理基準（宮崎市上下水道局下水道整備課）、導・送・配水管設計技術指針（宮崎市上下水道局水道整備課）、農業土木施工管理基準（宮崎県農政水産部が定める農業土木施工管理基準）、各工種における施工管理基準等を満たしているかを評価する。現場の実地検査による出来形測定値による確認、工事記録写真や出来形展開図と設計図書との比較などから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」に留意して評価する。

イ) 品質は、完成した工事目的物の品質管理の結果が、設計図書に記載された要求品質に適合しているか評価する。土木施工管理基準（宮崎県が定める土木施工管理基準とする。）もしくは監督職員と協議において定められた管理基準を満たしているかを評価する。施工の各段階における品質試験及びその記録の方法等が適切かなどから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」に留意して評価する。

【建築工事】

ア) 出来形は、完成した工事目的物が設計図書と合致しているか評価する。現場の実地検査による出来形値による確認、工事記録写真や出来形図、竣工図と設計図書の比較などから評価する。形状寸法の確認、実測値と設計数値との精度、諸々の規格値に対する制度などから出来形を確認する。

イ) 品質は、完成した工事目的物が設計図書に記述された要求品質に適合しているか評価する。現場の実地検査による使用材料の確認や工事記録写真、設計図書における品質基準との対比から品質を評価する。また、品質管理書類との合致、形状寸法、規格、温度管理、試験結果、操作性等に基づいて確認する。

ウ) 建築・電気・機械設備工事が一括して発注されている工事の「品質」について、工事に占める割合が概ね50%を超える工種がある場合は、主たる1つの工種で評価し、工事比率は1.0とする。また、工事に占める割合が50%を下回る工種の場合のみは、工事に占める割合が概ね30%以上の工種を選択し評価するものとする。

ただし、「品質」に与える影響が懸念される工種がある場合等は、主たる工種等によらず、工事全般を通じて適切な工種を選択し評価を行うことができるものとする。

3) 係長評定の留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

監督職員と評定が重複する項目について、大きな見解の相違や評定のバラツキが生じる場合は、互いに評定内容の確認を行い、適正な評価に努めるものとする。

①施工状況

ア) 工程管理は、該当項目を現場への臨場（遠隔臨場含む）、実施工程表、工事履行状況報告及び施工体制書類などを基に総合的に評価する。

イ) 安全対策は、該当項目を現場への臨場（遠隔臨場含む）、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

②工事特性

ア) 工事特性と「創意工夫」との二重評価はしない。

イ) 「その他」の詳細評価の記述にあたっては、工事担当課での監督職員等による合議を原則とし、評価する工事特性を記述する。

③社会性等

地域への貢献等は、該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価する。評価にあたっては、「創意工夫」との二重評価はしない。

④法令遵守等

当該工事を施工したことに起因した処分が評価対象であり、他の工事で処分されたケースは該当しないものとする。ただし、当該工事の検査時点で、処分が確定していない場合は、評価の対象とはせず、後日処分が確定した段階で評価点を修正するものとする。

また、建設工事現場内で労働災害等が発生した場合は、

※1 文書注意を行った場合は、8点を評定点から減ずる。

※2 口頭注意を行った場合は、5点を評定点から減ずる。

※3 その他の場合については、3点を評定点から減ずる。

※1とは、労働災害の事案が複数回発生しており、労働基準監督署から複数回「是正勧告書」や「指導票」が交付された場合。

※2とは、労働基準監督署から、「是正勧告書」が交付された場合。

※3とは、労働災害が軽微であるため口頭注意以上の処分が無かった場合、休業4日以上労働災害が発生した場合、休業4日未満であっても、労働基準監督署から、「指導票」が交付された場合、又は、物損公衆災害（工事作業が起因して第三者に損害を与えた事故）例・架線の断線、上下水道等の公共施設の破損等）

3) 検査員評定の留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

監督職員、係長と評定が重複する項目について、大きな見解の相違や評定のバラツキが生じる場合は、評定内容の確認を行い、適正な評価に努めるものとする。

①施工状況

検査員の考査項目は、監督職員の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が多いので、評定にあたっては、監督職員の評定結果についても目を通しておくこと。仮に監督職員の評定と相違した場合には、必要に応じ監督職員等への確認を行うものとする。

②出来形及び出来ばえ

【土木工事】

- ア) 出来形は、完成した工事目的物の出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木施工管理基準（宮崎県が定める土木工事施工管理基準）、下水道管渠工事施工管理基準（宮崎市上下水道局下水道整備課）、導・送・配水管設計技術指針（宮崎市上下水道局水道整備課）、農業土木施工管理基準（宮崎県農政水産部が定める農業土木施工管理基準）、各工種における施工管理基準等を満たしているかを評価する。現場の実地検査による出来形値による確認、工事記録写真や出来形展開図と設計図書との比較などから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び評価対象項目に留意して評価する。
- イ) 品質は、完成した工事目的物の品質管理の結果が、設計図書に記載された要求品質に適合しているかを評価する。土木施工管理基準（宮崎県が定める土木施工管理基準とする。）もしくは監督職員と協議において定められた管理基準を満たしているかを評価する。施工の各段階における品質試験及びその記録の方法等が適切かなどから、「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び評価対象項目に留意して評価する。
- ウ) 他工種が複合する工事の「品質」「出来ばえ」は、主たる工種の工事比率が概ね70%以上の場合は、1工種で評価する。1工種で工事比率が概ね70%未満の場合は複数工種で評価することとするが、上位3工種までとする。

【建築工事】

建築・電気・機械設備工事が一括して発注されている工事の「品質」「出来ばえ」について、工事に占める割合が概ね50%を超える工種がある場合は、主たる1つの工種で評価し、工事比率は1.0とする。また、工事に占める割合が50%を下回る工種の場合のみは、工事に占める割合が概ね30%以上の工種を選択し評価するものとする。

ただし、「品質」「出来ばえ」に与える影響が懸念される工種がある場合等は、主たる工種等によらず、工事全般を通じて適切な工種を選択し評価を行うことができるものとする。

4) 是正要求等がある場合の留意事項

①改善指示及び是正要求

改善指示又は是正要求を行った場合、監督職員及び係長は、その結果を改善指示又は是正要求を行った細目の評定に反映させる。また、必要に応じて所見欄にその内容を記述するものとする。手順等については、工事検査事務処理マニュアルを参照すること。

第2章 施工プロセスチェックリストの手引き

土 木 編

1. 施工体制

I. 施工体制一般

(1) 契約工程表（約款第3条）

1) 契約締結後14日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、契約変更後）

<チェックポイント>

書類確認：契約書に添付されていることを確認する。

(2) 工事カルテ（コリンズ登録）

1) 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内（土、日曜日、祝祭日を除く）に登録機関に申請が完了している。（契約後、変更後、完成時）

<チェックポイント>

書類確認：受注時、登録内容変更時、工期変更契約時及び竣工時の登録状況について、工事カルテの受領書の写しにより登録日、内容が適正に登録されたかを確認する。特に技術者が複数登録されている場合は、契約内容と確認する。

<判断基準>

適正	「登録内容確認書」により登録日までに適正に登録されたことが確認できた。
口頭指示	期日内の確認が出来なかったため、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	請負金額500万円未満

<注意事項>

- ①変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。
- ②発注者は、竣工（完了）時には内容を全て確認
- ③竣工（完了）時以外は内容を一部確認

(3) 建設業退職金共済制度

1) 掛金収納書の写しを契約締結後1か月以内に提出した。（契約後、増額変更後）

<チェックポイント>

書類確認：契約書に添付されていることを確認する。

2) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工時1回程度）

<チェックポイント>

現場確認：掲示の状況を確認する。

書類確認：現場確認していれば、掲示状況の写真提出は必要なし。

<判断基準>

適正	工事関係者の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
口頭指示	工事関係者の見やすい場所に掲示されていなかったため、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。

<注意事項>

①【公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針】一部変更について（令和4年5月20日閣議決定）

①施工体制の把握の徹底に関すること。

元請業者の適切な施工体制の確保のため、建設業退職金制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

②建設業退職金共済制度への加入条件：（（独）建設業退職金共済事業本部HP）

a) 加入できる事業主

- ・建設業を営むすべての事業主が、建退共済制度に加入して共済契約者となることができる。
- ・総合・専門・元請・下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また、許可（大臣・知事）を受けているとしないにかかわらず、加入できる。

b) 対象となる労働者

- ・建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人が、建退共制度の対象者になることができる。
- ・現場で働く大工・左官・鳶・土工・電工・配管工・塗装工・運転工など、その職業のいかんを問わず、また、月給制とか日給制とか、あるいは、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、すべて被共済者となることができる。
- また、いわゆる一人親方でも、任意組合を利用し、被共済者となることができる。

c) 加入対象とならない労働者

- ・事業主、役員報酬を受けている方及び本社等の事務職社員。
- ・すでに、建設業退職金共済制度に加入している方。
- ・中小企業退職金共済（中退共）、清酒製造業退職金共済（清退共）、林業退職金共済（林退共）等の各制度に加入している方。

ただし、中退共、清退共、林退共制度に加入している方が、建退共制度に加入することとなったときは、これまでの制度で納められた掛金を引き継ぎ、建退共制度に移動することができる。

※参考：建設業退職金共済制度以外の退職金制度

①【中小企業退職金共済制度】：中小企業退職金共済事業本部

- ・退職金制度を設けることが困難な中小企業でも、大企業と同様な退職金を支払うことを可能にする国の制度。（掛金の一部を国が助成）
- ・加入条件：常勤の従業員 300 人以下、または出資金 3 億円以下

②【特定退職金共済制度】：特定退職金共済団体

- ・地域の商工会等が国の承認のもとに所得税法施行令第 73 条に定める特定退職金共済団体（商工会議所、商工会、商工連合会等）を設立し運営。

③【自社退職金制度】

- ・事業主の自由裁量の範囲であり、法律上の支給義務はない。

3) 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。(施工時 1 回程度)

<チェックポイント>

現場確認：標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認：現場確認していれば、掲示状況の写真提出は必要なし。

<判断基準>

適正	記載内容が、適正で常時現場の見やすい場所に設置されているのを確認した。
口頭指示	記載内容や設置に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【法令の要旨等の周知】：労働者災害補償保険法施行規則（第 49 条）

【工事現場に掲げる標識について】

@労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける方法によって、労働者に周知させなければならない。

- ・保険関係成立年月日
- ・労働保険番号
- ・事業の期間
- ・事業主の住所氏名
- ・注文者の氏名

②【目的】：労働者災害補償保険法（第 1 条）

@業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、併せて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。

③【適用事業の範囲】：労働者災害補償保険法（第 3 条）

@原則として労働者を使用するすべての事業に適用される。

(適用除外事業：国の直営事業、非現業の官公署及び船員)

④【保険関係の成立及び消滅】：労働保険の保険料の徴収等に関する法律（第3条）

@適用除外事業を除いた事業は、原則として法律上当然に、いわば自動的に労災保険に加入することとなり、その事業が開始された日、又は適用事業に該当することとなった日に、自動的に労災保険の保険関係が成立する。

⑤【保険関係の成立の届出等】：労働保険の保険料の徴収等に関する法律（第4条の2）

@保険関係が成立したときは、その日から10日以内に、事業主は「保険関係成立届」を労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出するよう義務づけられている。

4) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙（ポイント）の購入及び配布が適切に行われているか確認する。

<判断基準>

適正	受注者より工事契約締結後に提出される掛金収納書を確認し適切であった。また、証紙の受払簿により、適切に管理されているのを確認した。
口頭指示	掛金収納書に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。

<注意事項>

①【建設業退職金共済制度】：勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法）

@建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとし制定された国の制度。

@勤労者退職金共済機構と建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業の中で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金の給付を行う仕組み。

@中小企業退職金共済法に基づき創設され勤労者退職金共済機構が運営。

②建設現場ごとの対象労働者及び当該労働者の就業日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すること。

③建設業退職金共済制度の適正履行の確保について（令和3年3月30日国不入企第40号）

@発注機関は、共済証紙（ポイント）の購入状況等を把握するため、必要があると認めるときは、元請又は機構に対して関係資料の提出を求めることができる。

④建設業退職金共済制度における発注者の確認について

「建設業退職金共済制度の履行状況の確認について」（令和3年7月7日3建企第173号）

@建設業退職金共済制度で従来の証紙方式に加え電子申請方式が導入され、元請は工事毎に選択する。

【証紙方式】【電子申請方式】

- ・工事契約締結後元請から提出される「掛金収納書」を受け、証紙購入枚数の算定根拠を確認する。(契約課で確認)
- ・「掛金充当日数」が「証紙枚数」を大幅に下回る場合は、付属書類（就労状況報告書、証紙受払簿等）を踏まえ、対応について聴取する。(契約課で確認)

⑤中小企業退職金共済法施行規則（第 86 条、90 条）

@掛金の納付等

共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、被共済者が提出する共済手帳に掛金の日額にその者を雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額の退職金共済証紙をはりつけ、これに消印しなければならない。

@共済手帳及び共済証紙の受払い状況

共済契約者は、共済手帳及び共済証紙の受払い状況を明らかにしておかなければならない。

5) 建設業退職金制度の履行について、掛金充当実績総括表により適切に整理している。

(検査の前等)

<チェックポイント>

書類確認：提示された掛金充当実績総括表が、適正に記載されているかを確認する。

<判断基準>

適正	完成時に提示される掛金充当実績総括表が適正であることが確認できた。
口頭指示	期日以内に提示されなかったため、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。

(4) 請負代金内訳書

1) 法定福利費が適切に算出された請負代金内訳書を、契約締結後 14 日以内に提出している。(契約後)

<チェックポイント>

書類確認：提出された請負代金内訳書に法定福利費が記載されているかを確認する。

<判断基準>

適正	法定福利費が記載された請負代金内訳書を、契約締結後 14 日以内に提出されたことが確認できた。
口頭指示	期日以内に提出されなかったため、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

(5) 施工体制台帳、施工体系図

1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを工事着手までに提出した。

(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

書類確認：提出のあった施工体制台帳の記載内容、添付書類が適切であるか確認し、施工体系図と整合しているか確認する。

現場確認：提出された施工体制台帳と現場に備え付けの施工体制台帳を照合し、その添付書類を確認する。

<判断基準>

適正	適正な施工体制台帳が提出された。
口頭指示	提出された台帳との相違や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

<注意事項>

①【施工体制台帳の作成等】

建設業法第 24 条の 8 及び入契法第 15 条第 1 項により、当該建設工事を施工するために下請け契約を締結した場合は、施工体制台帳の作成、発注者への提出、現場備えが必要。

②当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として、国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した台帳の写しを提出しなければならない。（入契法第 15 条第 2 項）

③【施工体制台帳の添付書類】（建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項）

@発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し

@主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

@専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びそのものが作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

④【下請負人に対する通知】建設業法施行規則第 14 条の 3

@建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。（電磁的映像画面での代用可）

@建設業者は、前項の規定による書面通知に代えて、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を情報通信の技術を利用する方法により通知することができる。

この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

⑤【記載内容】施工体制台帳及び施工体系図

施工体制台帳には、次の（１）、（２）を記載すること。

- （１）建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
- （２）一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

2) 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。

（施工時の当初、変更時）

<チェックポイント>

書類確認：提出書類の適正を確認する。

<判断基準>

適正	適正な書類が確認できた。
口頭指示	整理及び記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

<注意事項>

①【再下請負通知】：建設業法（第 24 条の 8 第 2 項）、入契法（第 15 条第 1 項）

@建設業法では、施工体制台帳が作成される工事を受けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときには、遅滞なくその再下請の建設工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者（建設業者）に通知しなければならない。

また、入契法（第 15 条第 1 項）においては、建設業法の規定中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」とすることが規定されている。

@添付書類：再下請負通知書と再下請負人が締結した契約書の写し。

②参考：【外国人の現場管理】特定技能制度に関する下請指導ガイドライン（R6.8.31）

@受入企業及び外国人材（特定技能・技能実習）双方とも建設キャリアアップシステムに登録しなければならない。

@元請企業は、一号特定技能外国人現場入場届出書及び添付書類により、業務区分の内容並びに従事させる機関を確認し、受入企業を指導すること。

@外国人技能実習生に関しては、同ガイドラインの対象外となっており、技能実習生の場合がある。（在留資格の内容確認、在留期間の確認、安全管理の観点から日本語能力の確認）

【指導事項】

@下請契約書、見積書等により、法定福利費が明示され、下請金額に含まれていることを確認する。明示がない場合は、下請金額に法定福利費を含んだ金額で契約されていることが確認できるよう、見積書、下請契約書等に記載するよう指導する。

施工体制台帳で、記載している下請建設業者のほか、調査など当該工事内で積上げ計上

しているものも同様に指導する。

《参考》社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和4年3月30日改定）抜粋

（8）法定福利費の適正な確保

・・・建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じて、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない・・・

3）施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。（施工時の当初、台帳提出の都度）

<チェックポイント>

書類確認：施工体制台帳：社会保険等の加入状況を記載しているかを確認する。

再下請負通知書：社会保険等の加入状況を記載しているかを確認する。

<判断基準>

適正	元請負人・下請負人の社会保険等加入の記載が確認できる。
口頭指示	元請負人・下請負人の社会保険等加入の記載がなく、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	対応が不十分であり、是正を求める指示を行った。 助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。 下請工事がある場合でも、臨時使用で1か月以内で日々雇用される者。

<注意事項>

①元請負人・下請負人が、社会保険への加入について記載しているか確認する。

@再下請通知書、施工体制台帳、新規入場者の受入れ時の作業員名簿の社会保険欄を確認する。

@作業員名簿を活用した確認・指導等。

・作業員名簿により、就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を、元請者は、新規入場者の受入れの際に、作業員名簿の社会保険欄を確認すること。

・施工体制台帳において、健康保険等の加入状況を明記する。下請負人に関する事項においても同様である。

【施工体制台帳の記載事項等】：建設業法施行規則（第14条の2）

【再下請負通知を行うべき事項等】：建設業法施行規則（第14条の4）

・施工体制台帳において、健康保険等の加入状況を明記する。下請負人に関する事項においても同様である。

②【下請契約書及び下請代金内訳書】

@受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。

また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書の写しを添付したものを施工体制台帳とともに監督職員へ提出する。変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。

参考：適切な支払の指導と支払状況の確認

(25 建企第 18 号技能労働者への適切な賃金水準の確保について)

参考：建設業法が改正され、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入が建設業許可の要件となった。

4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。

(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

現場確認：施工体系図「掲示用」の掲示状況を確認する。

書類確認：現場確認していれば、掲示状況の写真提出は必要なし。

<判断基準>

適正	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
口頭指示	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

<注意事項>

①【施工体系図「掲示用」の掲示】

@受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

@受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

@一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者、工期を記載する。

②受注者は、当初、変更毎に作成日を記載する。

③参考：

@建設業法第 24 条の 8 第 4 項

・当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該現場の見やすい場所に掲げなければならない。

@公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条第1項）

・建設業法第24条の8第4項の運用について、「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

@【現場の安全衛生管理体制について

～中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について～】

：令和元年7月2日付け31建企第245号

・中規模建設工事現場（10～49人規模）において、元方事業者（元請）は、建設工事現場の状況に応じ、下記のどちらか一方を選任すること。

ア）建設工事現場での統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うこと。また、下請においては、安全衛生責任者に準ずる者の選任を行うこと。

※統括安全衛生責任者に準ずる者と元方安全衛生管理者に準ずる者の兼任はできない。

イ）当該現場を管轄する本店、支店、営業所等において店社安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うこと。

5) 施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)

<チェックポイント>

現場確認：当日の作業業者の聞き取りを行い、施工体系図と照合し建設会社名を作業員の作業服やヘルメット等で確認する。

<判断基準>

適正	現場内作業業者が施工体系図（台帳）に記載されている業者であることを作業服やヘルメット等により確認できた。
口頭指示	施工体系図と現場内作業業者の一致が確認できなかったため、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

<注意事項>

①届出以外の下請負業者が作業することのないようにすること。

・工事現場内の作業業者は、元請負人、下請負人を問わず、その所属する会社名が確認でき作業服やヘルメット等を着用するよう指導すること。

②【現場技術者等の腕章着用】：

・受注者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携帯しなければならない。

6) 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

現場確認：施工体系図、施工体制台帳、施工計画書に記載された監理技術者が身分証明資料（監理技術者証や免許証）の提示を求めて、本人確認を行う。

<判断基準>

適正	施工体系図（台帳）に記載された監理（主任）技術者が身分証明資料（監理技術者証や免許証等）により、本人であることが確認できた。
口頭指示	記載されている技術者の本人が確認できなかったため、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	記載以外の技術者が従事しており、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

- ①届出された技術者での管理監督状況を確認する。
- ②【現場技術者等の腕章着用】
 - ・受注者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。
 - ・受注者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。
- ③【監理技術者資格者証に関する規定】：建設業法第26条第5項
 - ・監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない。

7) 元請負人がその下請負人の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

現場確認：作業手順等の指示の確認、下請負人への指示事項について聞き取り等により、下請負人に対して主体的に施工指導が行われているか確認する。

<判断基準>

適正	下請負人への作業手順等の指示がなされており、その主体的な指導監督が確認できる。
口頭指示	下請負人への指導監督が不明瞭であり、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	下請負人への指導監督が不十分であり、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

<注意事項>

- ①元請負人の技術者が下請負人に対して、施工の指導や調整を行っているか確認する。
 - ・下請業者との施工調整、指導監督において主体的な役割を果たしているか確認。
 - ⇒下請業者からの聞き取り等。
 - ・完成検査において主体的な役割を果たしているか確認。
 - ⇒下請業者の検査状況について技術者に聞き取り等。
- ②【実質的に関与】

・元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整及び指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることが実質的関与となる。

③【一括下請負の禁止】：建設業法第22条

- ・建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- ・建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- ・一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されている。

④一括下請負とは

・下記のア)、イ)のケースで元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している(元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている)と認められないものが、一括下請負に該当する。

ア) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合。

イ) 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合。

- ・一括下請負は発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請工事だけでなく、あらゆる下請工事で禁止されている。(下請間でも一括下請負は禁止)。
- ・親会社から子会社への下請工事であっても、一括下請負となり得る。
- ・下請が複数であっても、一括下請負となり得る。

(6) 建設業許可標識

1) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理(主任)技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)

<チェックポイント>

現場確認：標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認：現場確認していれば、掲示状況の写真提出は必要なし。

<判断基準>

適正	記載内容が適正で公衆の見やすい場所に設置されているのを確認した。
口頭指示	記載内容や設置に不備があったので、助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	すみやかに改善されなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

【記載要領】 監理技術者運用マニュアル(最終改正令和7年1月28日版)

- ①「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ②「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- ③「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- ④「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する資格等を記載すること。
- ⑤「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工場の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- ⑥「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。
 ※同項第 1 号（専任特例 1 号）、同項第 2 号（専任特例 2 号）

II. 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者

(1) 現場代理人

- 1) 現場代理人は、現場に常駐している。(現場代理人兼務不可の工事の場合)
 (施工時 1 回／月程度)

<チェックポイント>

現場確認：現場代理人の常駐状況を確認する。

書類確認：電話連絡等によりその連絡体制を確認する。

<判断基準>

適正	現場代理人に常に連絡がとれる体制にあり、業務に支障がない。
口頭指示	連絡体制に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①他工事と現場代理人が兼務する場合

- ・発注者又は監督職員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督職員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うこと。
- ・兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。
- ・兼務する現場代理人は、兼務している工事現場を 1 日 1 回以上巡回し、現場管理等に当たること。

- 2) 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面又は情報共有システムで行っている。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：監督職員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか聞き取りにより確認する。

※書面とは、土木工事共通仕様書に規程している「指示、承諾、協議、提出、報告及び通知」に掲げる書面をいう。

<判断基準>

適正	現場代理人として工事全体を把握し、監督職員との連絡調整も良好である。
口頭指示	工事全体の把握状況、連絡調整に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①現場代理人は、現場において受注者の任務を代行する者のことをいい、施工の技術上の監理をつかさどる監理技術者や主任技術者とは、概念的に全く別個のものである。

②【現場代理人及び主任技術者等】

現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(2) 専門技術者の配置

1) 専門技術者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：提出された施工体制台帳等により確認する。

<判断基準>

適正	専門技術者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
口頭指示	選任漏れや現場への配置に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	専門技術者を置く必要のない工事。

<注意事項>

・建設業法第26条の2

①第26条の2第1項：土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。

(例)：住宅建築工事中の、大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、管工事など

第26条の2第2項：建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合においては、当該建設工事に関し、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

(例)：内装工事中の電気工事など

※政令で定める500万円以下の軽微な建設工事を除く。

②土木・建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する受注者は、下記のいずれかを選ばなければならない。

ア)一式工事の監理技術者、主任技術者がその専門工事についての主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる。

イ)一式工事の監理技術者、主任技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事についての主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として選任する。

ウ)その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請する。

③【現場代理人及び主任技術者等】

現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(3) 作業主任者の選任

1) 作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：作業の区分に応じて、資格を有する者のうちから選任し施工計画書に記載しているか確認する。

現場確認：作業主任者が関係作業員に周知され当該作業に従事する労働者の指揮等を行っているか確認する。

<判断基準>

適正	作業主任者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
口頭指示	選任漏れや現場への配置に不備があったので、助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	作業主任者の選任届を必要とする作業以外。

<注意事項>

①【作業主任者の選任を必要とする作業】：労働安全衛生規則第16条、第17条

ア)「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」：技能講習を修了した者

高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業。

・・・労働安全衛生規則第517条の17

イ)「コンクリート破砕器作業主任者」：技能講習を修了した者

コンクリート破砕器を使用する作業。

・・・労働安全衛生規則第321条の3

ウ)「足場の組立て等作業主任者」：技能講習を修了した者

つり足場、張り出し足場、高さ5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業。

・・・労働安全衛生規則第565条

- エ)「地山の掘削作業主任者」：技能講習を修了した者
掘削の高さが2 m以上となる地山の掘削作業。
・・・労働安全衛生規則第 359 条
- オ)「土止め支保工作業主任者」：技能講習を修了した者
土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け又は取りはずしの作業。
・・・労働安全衛生規則第 374 条
- カ)「砕石のための掘削作業主任者」：技能講習を修了した者
掘削面の高さが2 m以上となる岩石の採取のための掘削作業。
・・・労働安全衛生規則第 403 条
- キ)「型わく支保工の組立て等の作業主任者」：技能講習を修了した者
型わく支保工の組立て又は解体の作業。
・・・労働安全衛生規則第 246 条
- ク)「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」：技能講習を修了した者
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成される5 m以上の物の組立て、解体又は変更の作業。
・・・労働安全衛生規則第 517 条の 4
- ケ)「鋼橋架設等作業主任者」：技能講習を修了した者
橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成される5 m以上又は上部構造の支間が3 0 m以上である物の架設、解体又は変更の作業。
・・・労働安全衛生規則第 517 条の 8
- コ)「コンクリート橋架設等作業主任者」：技能講習を修了した者
橋梁の上部構造であって、コンクリート造で5 m以上又は上部構造の支間が3 0 m以上である物の架設、解体又は変更の作業。
・・・労働安全衛生規則第 517 条の 22
- サ)「木造建築物の組立て等作業主任者」：技能講習を修了した者
軒高5 m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業。
・・・労働安全衛生規則第 517 条の 12
- シ)「ずい道等の掘削等作業主任者」：技能講習を修了した者
掘削、ずり積み、支保工の組立て、ロックボルト取付け、コンクリート吹付けの作業等。
・・・労働安全衛生規則第 383 条の 2
- ス)「ガス溶接作業主任者」：ガス溶接作業主任者免許を受けた者
アセチレン溶接装置又は集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業。
(建設現場で使用するアセチレンボンベは溶解アセチレンであるので、適用されない)
・・・労働安全衛生規則第 314 条
労働安全衛生法施行令第 1 条

- セ)「酸素欠乏危険作業主任者」：技能講習を修了した者
第1種及び第2種酸素欠乏場所における作業。
・・・酸素欠乏症等防止規則第11条
- ソ)「有機溶剤作業主任者」：技能講習を修了した者
屋内作業場、タンク等で有機溶剤及び有機溶剤の含有率が重量5%を超えるものを取り扱う業務。
・・・有機溶剤中毒予防規則第19条
- タ)「高圧室内作業主任者」：高圧室内作業主任者免許を受けた者
高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）。
・・・高気圧作業安全衛生規則第10条
- チ)「はい作業主任者」：技能講習を修了した者
高さが2m以上のはい（倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷の集団をいう。）のはい付けまたははいくずしの作業。
・・・労働安全衛生規則第428条、429条
- ツ)「石綿作業主任者」：技能講習を修了した者
特定石綿等を製造し、又は取り扱う作業。
・・・石綿障害予防規則第19条
- テ)「鉛作業主任者」：技能講習を修了した者
鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）
・・・鉛中毒予防規則第33条、第34条
- ト)「特定化学物質作業主任者」：特定化学物質作業技能講習を修了した者
- ①特定化学物質を取り扱う作業及び金属アーク溶接作業。
・・・特定化学物質障害予防規則第27条
「金属アーク溶接作業主任者」：金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を終了した者
・・・特定化学物質障害予防規則第27条第2項
※金属アーク溶接以外の特定化学物質は対象外
- ②【作業主任者の職務】：労働安全衛生法第14条、同施行令第6条
- ・作業方法の決定、作業員の配置、作業の直接指揮。
 - ・材料の欠点の有無、器具、工具の点検及び不良品の排除。
 - ・作業中、安全带等及び防護帽の使用状況を監視すること。
 - ・取り扱う機械及び安全装置に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置をとること。
- ※上記記載の職務は、一般的なものであり個々については関係条文を参照のこと。
- ③【工事中の安全管理】

・受注者は、安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選定し、労働者の安全と健康を確保するための、責任体制を明確にするとともに、作業主任者一覧表を施工計画書に記載しなければならない。

④【作業主任者の氏名等の周知】：労働安全衛生規則第 18 条

・作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

(4) 監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等

1) 2) 配置技術者が施工体制台帳等に記載された本人であることを資格者証で確認した。

(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。)

(着手前)

<チェックポイント>

書類確認：元請人の監理技術者（監理技術者補佐を含む）または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴（資格要件を実務経験とした場合）等により確認する。

<判断基準>

適正	技術者の資格要件が整理され、確認できた。
口頭指示	内容の確認できる書類等に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【主任技術者及び監理技術者】

・主任技術者：建設業法第 26 条第 1 項

建設業者（建設業許可業者）は、請け負った建設工事（許可を受けた業種）を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければならない。

※500 万円未満でも、施工する建設工事の業種の許可業者であれば主任技術者の配置が必要。

(500 万円未満で無許可業者であれば、主任技術者の配置は不要)

・監理技術者：建設業法第 26 条第 2 項

発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければならない。

・技術者の資格要件

主任技術者：参考資料 HP「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」参照

監理技術者 : 監理技術者資格者証
監理技術者講習終了証 (H16.3.1～: 建設業法施行規則第 17 条の 14)

H28.6.1 以降: 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了は統合

監理技術者補佐: 主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級土木施工管理技士等国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するもの。

・直接的な雇用関係にあることの確認

主任技術者 : 以下のいずれかにより確認。

- 1) 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称
- 2) 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

監理技術者 (監理技術者補佐) : 以下のいずれかにより確認。

- 1) 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴 (裏書)
- 2) 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称
- 3) 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

・恒常的な雇用関係にあることの確認

主任技術者 : 健康保険被保険者証の交付年月

監理技術者 (監理技術者補佐) : 以下のいずれかにより確認。

- 1) 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴 (裏書)
- 2) 健康保険被保険者証の交付年月

注) 裏書とは、建設業法施行規則 17 条の 30 に定める資格者証の記載事項を変更した場合、同規則第 17 条の 31 に基づき、指定資格者証交付機関に記載事項の変更を届出なければならず、届出が承認されると裏書きされた部分に財団法人建設技術者センター (通称「CE 財団」という。) の刻印がされている。

注) 建設工事現場での社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成 24 年 7 月通知・令和 4 年 4 月改定)において、元請企業・下請企業において、現場入場する作業員の保険加入状況を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を求めないとの取扱いを徹底すべきであるとされています。

注) ガイドラインでは、「各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書等の確認を行うなど情報の信憑性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。」としている。

注) ①CCUS に加入しておらず、マイナ保険証を所持している作業員の場合

- ・保険者 (国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組

合等)より発行される「資格情報のお知らせ」のコピー又は、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDA ファイルの電子データや印刷物(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの)により確認することで対応すること。

- ②CCUS に加入しておらず、マイナ保険証も所持していない作業員の場合
 ・保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格確認書」のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの)により確認することで対応すること。

3) 監理技術者(監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐)が現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保していた。(施工時1回/月程度)

<チェックポイント>

現場確認: 監理技術者(監理技術者補佐を含む)又は主任技術者の専任を確認する。

疑義がある場合は現場での把握頻度増やし、必要に応じて不在の理由等を聞く。

<判断基準>

適正	技術者現場の専任を確認した。
口頭指示	連絡漏れ等の不備があったので、助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	請負金額 4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円)未満の工事

4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的にかかわっていた。(施工時、打合せ時)

<チェックポイント>

現場確認: 設計内容や現場進捗状況、発注者との協議や打合せの実施状況などの聞き取り等により、受注者の技術者が主体的、実質的に関与しているか確認する。

<判断基準>

適正	設計内容や現場条件など十分に把握され発注者との打合せも主体的に実施している。
口頭指示	設計内容、現場条件など把握状況に不明瞭なところがあったので、助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	設計内容、現場条件など把握状況が不十分であり、助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

- ①施工計画の作成及び工程管理において主体的な役割を果たしているか確認。

⇒施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。

⇒施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。

②【主任技術者及び監理技術者の職務等】：建設業法第 26 条の 4

施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督。

③【監理技術者等の職務】：監理技術者制度運用マニュアル（2－3）

：令和 4 年 12 月 23 日付け国不建第 457 号

施工担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督する総合的な役割

5) 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：工事関係書類（施工計画書、工事打合せ簿、図面等）により創意工夫又は提案があるか確認する。

<判断基準>

適正	工事関係資料等により、創意工夫又は提案が確認された。 施工計画書での記載、または事前に提案が確認されること。
口頭指示	—
文書注意	—
対象外	創意工夫又は提案なし。

<注意事項>

①些細な工夫ではあるが現場に適用し非常に役立つ軽微な工夫も評価する。

②創意工夫キーワード

- ・施工性、品質、安全性、作業環境等
- ・準備及び後片付け関係、施工関係、品質関係、安全衛生関係、施工管理関係等

(5) 下請負者の把握

1) 下請負人が宮崎市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。

(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：GWS 全庁共有ドライブ契約課（01 共通>08 業者処分）で確認する。

2. 施工状況

I. 施工管理

(1) 設計図書の照査等

1) 工事請負契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：設計図書の照査の実施を受注者自ら実施したことを確認する。

<判断基準>

適正	設計図書の照査を実施したことが確認できた。
口頭指示	設計図書の照査を実施しなかったため、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【設計条件等】

・工事の施工にあたり、次の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

ア) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

（これらの優先順位が定められている場合を除く）

イ) 設計図書に誤謬（まちがい）又は脱漏（あるはずのものが抜け落ちること）があること。

ウ) 設計図書の表示が明確でないこと。

エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

②【設計図書の照査等】

・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により工事請負契約約款第 18 条 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を速やかに提示し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。

2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）

<チェックポイント>

書類確認：工事関係資料をもとに確認する。

<判断基準>

適正	確認できる資料が速やかに提示され、監督職員の確認を受けた。
口頭指示	確認できる資料に不備があったため、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	工事請負契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する事実が発見されなかった工事。

<注意事項>

①【設計条件等】

・工事の施工にあたり、次の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督

職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

ア) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

(これらの優先順位が定められている場合を除く)

イ) 設計図書に誤謬(まちがい)又は脱漏(あるはずのものが抜け落ちること)があること。

ウ) 設計図書の表示が明確でないこと。

エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2) 施工計画書

1) 施工(変更を含む)に先立ち、提出し、所定の項目が記載されている。(着手前、変更時)

<チェックポイント>

書類確認：工事着手(変更を含む)に先立ち提出されたか、工事の進捗状況とともに確認する。

<判断基準>

適正	工事着手前(変更を含む)に提出され、共通仕様書に定められている項目を満足している。
口頭指示	施工計画書がなかなか提出されなかったため、助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

・受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、施工計画書に所定の項目について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

2) 記載内容と現場施工方法と一致している。(施工時適宜)

<チェックポイント>

現場確認：現場施工方法が施工計画書の内容と一致しているか、必要事項の記載、書類の添付状況により確認する。

<判断基準>

適正	現場施工方法が施工計画書の内容と一致していることが、確認された。
口頭指示	記載内容または現場施工方法に不備があったため、助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

・受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、施工計画書に所定の項目について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

3) 記載内容と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)

<チェックポイント>

現場確認：現場施工体制が施工計画書の内容と一致しているか、必要事項の記載、書類の添付状況により確認する。

<判断基準>

適正	現場施工体制が施工計画書の内容と一致していることが、確認された。
口頭指示	記載内容または現場施工体制に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

・受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、施工計画書に所定の項目について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

4) 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)

<チェックポイント>

書類確認：施工計画書の内容が、設計図書や現場条件（採用工法や仮設方法など）を反映した内容となっているか、必要事項の記載、書類の添付を確認する。

<判断基準>

適正	設計図書や現場条件等を反映した記載内容となっている。
口頭指示	記載内容に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

・特記仕様書に記載されている現場施工条件や受注者独自の現場条件を踏まえて、施工計画書の工事概要冒頭に記載しているか確認する。その現場条件に対する措置については、施工方法や安全管理等の各項目毎に具体的な対策が記載されているか確認する。

(3) 施工管理（工事材料管理・出来形、品質管理・現場環境改善等）

1) 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：工事に使用する材料の品質を証明する資料を確認する。

現場確認：現場での製品等の保管状況及び適切な材料等を使用しているか確認する。

<判断基準>

適正	設計図書または共通仕様書に示す材料等を使用し、適切な管理が行われていることが確認された。
口頭指示	使用、管理状況等に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

- ①材料納入時には確認を行い、不良製品等の搬入防止に努めること。
- ②工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、土木工事共通仕様書に示す規格に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
- ③受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員に提出しなければならない。
受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。
- ④本市発注工事において、土木工事共通仕様書に示すコンクリート二次製品を使用する場合は、工場の品質管理データ（塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策）を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。（ただし、J I S 製品については、J I S マーク表示状態の確認とし、省略できる）
- ⑤受注者は、本市発注工事に使用するコンクリート二次製品には、次の内容を表示したものを使用しなければならない。

ア) J I S 製品の表示

- ① J I S マーク ② 製造業者名及び製造工場又はその略号 ③ 製造年月日又はその略号 ④ 登録機関略号及び認証番号 ⑤ 種類、呼び又はその略号

イ) J I S 外製品の表示

- ① 製造業者名及び製造工場又はその略号 ② 製造年月日又はその略号 ③ 種類、呼び又はその略号

2) 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：施工計画書における施工管理計画の品質管理計画の項目で品質確保のための特別な対策又は独自の工夫等が明記されているか確認する。

<判断基準>

適正	工事関係資料等により、品質管理確保のための対策など施工に関する工夫が確認された。
口頭指示	—
文書注意	—
対象外	対策または工夫なし。

3) 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：日常の出来形や品質管理状況を記録により確認する。

<判断基準>

適正	出来形管理、品質管理の日常管理について、良好な管理状況が確認された。
口頭指示	出来形管理、品質管理の日常管理に不明瞭な点があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	出来形管理、品質管理の日常管理に問題があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①公共工事の品質確保と耐久性の向上を目指した施工管理が重要であることから、現場における日常の出来形管理、品質管理について、施工計画書、土木工事共通仕様書等を遵守し、適正な管理を行うとともにその記録を残すよう指導する。

②【施工管理】

・受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

4) 現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：特記仕様書等に定められた現場環境改善に取り組んでいるか確認する。

<判断基準>

適正	特記仕様書等に定められた事項について、適切な取組みが確認できた。
口頭指示	特記仕様書等に定められた事項について、取組に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	特記仕様書等に記載なし。

<注意事項>

①【作業環境の管理】

・受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所ま

たは作業環境等の改善を行い、快適な作業環境を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

②独自の取組みは、企業努力の範囲内で評価する。

(4) 検査（確認を含む）及び立会い等の調整

1) 監督職員の立会いにあたって、あらかじめ立会願いを提出している。(施工時適宜)

<チェックポイント>

・立会いの依頼、実施が適切に行われたか確認する。

<判断基準>

適正	事前に連絡され、監督職員等による立会いの実施等が適切に行われた。
口頭指示	事前に連絡されず不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	設計図書で特に規定していない工事。又は監督職員が立会いを指示しなかった工事。

<注意事項>

①監督職員等の「施工状況立会い」等については、公共施設の品質確保と耐久性の向上を目指した施工管理を行う上で、非常に重要である。

②【工事材料の品質及び検査等】

ア) 受注者は、設計図書において監督職員等の検査（確認を含む。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

イ) 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

③遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」、「立会」等については、本市の「建設現場における遠隔臨場試行要領」による。

2) 段階確認の時期が適切である。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：段階確認（種別、細別、確認時期、希望日時等）の依頼が適切に行われたか段階確認書で確認する。

<判断基準>

適正	段階確認にかかる予定について事前に連絡を受け、監督職員等による段階確認の実施等が適切に行われた。
口頭指示	段階確認の確認時期の連絡に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	段階確認がない工事。

<注意事項>

①監督職員等の「段階確認」等については、公共施設の品質確保と耐久性の向上を目指した施工管理を行う上で、非常に重要である。

②【段階確認】

- ・受注者は、段階確認にかかる予定（種別、細別、確認時期、希望日時等）について、事前に監督職員に報告しなければならない。
- ・受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- ・段階確認は、監督職員等の臨場を原則とするが、やむを得ない場合は机上とすることができる。この場合、受注者は施工管理記録簿、写真等の資料を整備し、監督職員等にこれらを提示し確認を受けなければならない。
- ・遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」、「立会」等については、本市の「建設現場における遠隔臨場試行要領」によるものとする。

(5) 工事の着手

1) 工事着手を確認した(特記仕様書等に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した。

(着手時)

<チェックポイント>

書類確認：実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、または、工場製作を含み工事における工場製作のいずれかの着手を工事関係書類により確認する。

現場確認：書類確認を行った作業が現場で行われているか確認する。

<判断基準>

適正	工事始期日以降、適正に工事に着手されたことが確認できた。
口頭指示	工事に着手する見込みが見受けられなかったため、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

(6) 支給材料及び貸与品

1) 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその受払状況を明らかにしている。

<チェックポイント>

書類確認：支給材料及び貸与品がある場合、受注者が、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付けているか確認する。

<判断基準>

適正	支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、適切に管理されていることが確認できた。
口頭指示	帳簿に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	支給材料及び貸与品がない工事。

<注意事項>

- ①受注者は、支給材料及び貸与品を工事請負契約約款第 15 条の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(7) 建設副産物及び建設廃棄物

- 1) 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に管理されていることを確認し、監督職員に提示した。

<チェックポイント>

- 書類確認：マニフェストの A・B・D・E 票及び委託契約書等について確認する。
マニフェストの「車種」と実処分重量及び過積載について、伝票等で確認する。

<判断基準>

適正	産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に管理されていることが確認できた。
口頭指示	確認資料に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	建設廃棄物の搬出がない工事。

<注意事項>

- ①【産業廃棄物管理票】：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3、第 12 条の 4
- ・建設廃棄物の処理を委託する場合は、受注者が運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々書面により、委託契約する必要がある。
 - ・排出事業者が産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する際に、管理票（マニフェスト）に産業廃棄物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入して、委託業者（収集運搬業者及び処分業者）に交付し、処理終了後に委託業者（収集運搬業者又は処分業者）から管理票（マニフェスト）の写しを受け取ることにより、産業廃棄物の処理状況の委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられている。

マニフェストによる廃棄物の管理

- A 票：排出事業者の控え
B1 票：運搬業者の控え
B2 票：運搬終了後 10 以内に、運搬業者から排出業者に返送され、運搬終了を確認
C1 票：処分業者の保存用
C2 票：処分終了後 10 以内に、処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
D 表：処分終了後 10 以内に、処分業者から排出事業者へ返送され、処分終了を確認
E 表：二次マニフェスト E 票の受領の日から 10 日以内に、処分業者から排出事業者へ返送され、最終処分終了を確認

②【建設副産物】

・受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、監督職員から請求があつた場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。

③排出事業者（元請業者）の義務

・委託基準を満たす義務

- ア) 委託する業者とは直接、書面で契約を結ぶこと。
- イ) 委託する業者は都道府県知事等の許可を受けていること。
- ウ) 委託する内容が業者の許可内容とあつていること。
- エ) 業者が処分基準を満たしていること 等。

・マニフェストの保存義務

- ア) A票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務がある。

・マニフェストの確認義務

返送されてくるマニフェストで、産業廃棄物が正しく処理されているか確認する義務がある。B2票、D票がマニフェスト交付より90日以内、E票が180日以内。

2) 再生資源利用計画書（搬入）及び再生資源利用促進計画書（搬出）を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出・説明するとともに、該当する場合は現場へ掲示した。

<チェックポイント>

書類確認：再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）の記載内容について受注者から説明を受けるとともに設計数量との確認を行う。

現場確認：資源有効利用促進法に基づき再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）を作成し、必要な場合は再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書（確認結果票）を公衆の見やすい場所に掲示しているか確認する。

<判断基準>

適正	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が適正に作成し、施工計画書に含め提出・説明がなされ、公衆の見やすい場所に掲示した。
口頭指示	記載内容に不備があつたので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかつたため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

【再生資源利用計画書（搬入）】（再生資源省令）

①再生資源利用計画書の作成と発注者への提出及び説明（再生資源省令第9条第1項）

- ・元請建設工事業業者等は、表1に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合は、あらかじめ再生資源利用計画書を作成し速やかに、発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。
- ・建設発生土の搬出にあつては、「宅地造成及び特定盛土等規制法に当たつての留意事項について」（技術的助言）（令和5年5月26日付）に基づき、適正に処理されることを確認すること。

②再生資源利用計画書の掲示（省令第9条第1項）

- ・元請建設工事業業者、工事現場において、再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に掲げ、又は電磁的記録（デジタルサイネージ）の映像を公衆の見やすい場所に表示するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

【再生資源利用促進計画書（搬出）】（指定副産物省令）

①再生資源利用促進計画書の作成と発注者への提出及び説明（指定副産物省令第8条第1項、第5項）

- ・元請建設工事業業者等は、下記に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成し、速やかに発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。

②再生資源利用促進計画書の掲示（指定副産物省令第8条第8項）

- ・元請建設工事業業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲げ、又は電磁的記録（デジタルサイネージ）の映像を公衆の見やすい場所に表示するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- ・建設発生土の搬出にあつては、「宅地造成及び特定盛土等規制法に当たつての留意事項について（技術的基準）」（令和5年5月26日付）に基づき、適正に処理されることを確認するものとする。

【確認結果票（搬出）】（指定副産物省令第8条第4項）

- ・元請建設工事業業者等は、建設発生土の搬出に関する事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成するものとする。

【確認結果票作成に当たつての解説】（国土交通省令和5年5月改正版）

- ・建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500 m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染防止法等の手続き等（指定副産物省令第8条第3項1号及び3号）や搬出先の確認等（同項第2号及び第3号）を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見やすい場所へ掲示等を行う必要があります。※

※確認結果記載方法については、国土交通省HPによる。

- 再生資源利用促進計画作成に当たつて行う確認事項に関する解説について
確認結果票作成に当たつての解説（様式を含む）（令和5年5月訂正版）

【受領書（搬出）】（指定副産物省令第6条）

・元請建設工事業業者等は、建設発生土を第8条第1項の規定（500 m³以上の建設発生土）により作成した再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- 一 建設発生土の搬出先の名称及び所在地
- 二 建設発生土の搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- 三 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- 四 建設発生土の搬出量
- 五 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

【受領書（搬入）】（再生資源省令第5条）

・元請建設工事業業者等は、建設発生土を第9条第1項の規定（500 m³以上の土砂）により作成した再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに、当該搬入元の管理者に対し、次に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

- 一 建設発生土を搬入した建設工事業業者等の名称及び所在地
- 二 建設発生土を搬入した建設工事業業者等に係る元請建設工事業業者等の商号、名称又は氏名
- 三 建設発生土の搬入元の名称及び所在地
- 四 建設発生土の搬入量
- 五 建設発生土の搬入が完了した日

表1

再生資源利用計画（搬入）		再生資源利用促進計画（搬出）	
土砂	500 m ³ 以上	建設発生土	500 m ³ 以上
砕石	500 t 以上	コンクリート塊	合計 200 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上	アスファルト・コンクリート	

（8）指定建設機械類の確認

1）指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。

<チェックポイント>

書類確認：建設機械の使用状況を、認定シールを把握できる写真等により確認する。

現場確認：建設機械の使用状況を認定シール等で確認する。

<判断基準>

適正	指定建設機械が、仕様書に従い適正に使用されていることが確認された。
口頭指示	指定建設機械の使用が確認できなかったため、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下記注意事項に該当する建設機械を使用しない工事又は使用しない工事について発注者の承諾を得た工事。

<注意事項>

①【環境対策】

・受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自

自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

表 1 - 3	
機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザー ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの （ ・油圧ハンマ ・バイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式杭圧入・引抜機 ・アースオーガ ・オールケーシング掘削機 ・リバースサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続壁施工機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

・受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員等と協議し、承諾を得なければならない。

II. 工程管理

(1) 工程管理

1) フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：実施工程表が適切に作成、提出され、工事の進捗に応じ、フォローアップがなされているか確認する。

<判断基準>

適正	実施工程表により適正に管理（フォローアップ）されている。
口頭指示	実施工程表により管理を行うよう、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【工程管理】

・受注者は、工程管理を工事内容に応じた方法（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急（緊急）処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

②受注者には、無理のない工程計画を立案し、定期的に進捗状況を把握するように指導すること。

③工期、工種の変更・追加時は、適宜工程の見直しをする。

2) 現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：現場条件の変化に伴う施工計画、工程変更等に対し、適正に対応しているか確認する。

<判断基準>

適正	現場条件変更や地元対応が積極的かつ適切に対応が行われた。
口頭指示	調整や報告に不備があり、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	現場条件の変更及び地元調整の必要がない工事。

<注意事項>

①工事における現場条件の変化、地元要望等に対し、受注者の責務において積極的に対応し、円滑な工事進捗を図ること。

②受注者にて判断しがたい事由については、速やかに監督職員等に協議して指示を受け適切な処置を講ずること。

3) 現場の休日の確保を行った記録が整理されている。(完成時)

<チェックポイント>

書類確認：工事日報等で作業員の労務状況がわかる書類により確認する。

<判断基準>

適正	契約工期全体を通して、休日を確保している。もしくは、休日出勤があっても代休を確保していることが工事日報等で確認できる。
口頭指示	工程の遅れ等により、休日、代休が確保できない場合に、助言・指導（口頭指示）を行った。

文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【施工時期及び施工時間の変更】

・受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督職員が把握していない作業を行う場合は、事前に理由を付して監督職員等に報告しなければならない。

②使用者は労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。この規定は、4週間を通じ、4日以上の日を与える使用者については適用しない。

：労働基準法第35条（休日）

③労働基準法改正（建設業においては令和6年4月1日施行）

ア）法定労働時間：1日8時間及び週40時間

イ）法定休日：毎週少なくとも1回

ウ）法定労働時間超過（時間外労働）の対応：労働基準法第36条に基づく労使協定の締結及び所轄労働基準監督署長への届出

エ）時間外労働の上限：原則月45時間、年360時間

オ）臨時的な特別な事情であり労使が合意する場合：年720時間以内、月45時間を超えることができるのは年6回等

カ）労働基準法違反の罰則：30万円以下の罰金または半年以下の懲役

III. 安全対策

(1) 安全活動

1) 災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：災害防止協議会の設置状況、開催状況及び安全衛生責任者等の参加状況を工事関係者資料等により確認する。

<判断基準>

適正	災害防止協議会を設置し、開催していることが確認された。
口頭指示	災害防止協議会を設置しているにもかかわらず、開催していることが確認されたため、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がないとき。

<注意事項>

①【災害防止協議会】：労働安全衛生規則第635条

・特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。

・当該協議組織の会議を定期的で開催すること。

ア）対象事業場：建設工事現場（人数に関係ない）

イ）開催頻度：毎月定期的で開催する。

- ウ) 出席者：元請・・・統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、(店社安全衛生管理者)、関係職員など
 下請・・・安全衛生責任者またはこれに準ずる者(2次下請以下含む)
- エ) 協議内容：取り上げる課題については、下記のようなものがある。

<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画 ・月間または週間の工程計画 ・機械設備等の配置計画 ・車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業方法 ・移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業方法 ・労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策 ・安全衛生に関する規程 ・安全衛生教育の実施計画 ・クレーン等の運転についての合図の統一等 ・事故現場等の標識の統一等 ・有機溶剤等の容器の集積箇所の統一等 ・警報の統一等 ・避難等の訓練の実施方法等の統一等 ・労働災害の原因及び再発防止対策 ・労働基準監督官等からの指導に基づく、労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項 ・元方事業者(元請)の巡視結果に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項 ・その他の労働者の危険又は健康障害の防止に関する事項

②確認資料(参考)

- ・協議資料、議事録、出席者、写真等

2) 店社パトロールを実施し、記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：店社パトロールを実施しているかどうかを工事関係資料等により確認する。

<判断基準>

適正	店社パトロールを実施していることが確認された。
口頭指示	店社パトロールを実施していることが確認されたため、助言・指導(口頭指示)を行った。
文書注意	助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①受注者は、安全に関する措置を現場に任せることなく、受注者自ら、パトロールを実施し(現場を少なくとも毎月1回の巡視)、改善すべき点を工事現場に指導していくことが必要。(元方事業者による建設現場安全管理指針H7.4.21 基発第267号の2)

②参考：安全衛生パトロール点検の項目例

・労働災害を防止する上で、工程の節目ごとに店社の工事部門及び安全管理部門の責任者に、建設現場の安全衛生パトロールを行わせ必要な指導をすることが必要。

・ 基本的事項

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 朝礼の実施（規律の高揚） | <input type="checkbox"/> KYK（危険予知能力の向上） |
| <input type="checkbox"/> 作業員の把握（有資格作業） | <input type="checkbox"/> 安全日誌及び点検巡視 |
| <input type="checkbox"/> 安全衛生協議会 | <input type="checkbox"/> 打合せ指示 |
| <input type="checkbox"/> 計画書（作業手順書）（計画、変更） | <input type="checkbox"/> 掲示物 |
| <input type="checkbox"/> 防護帽、服装 | <input type="checkbox"/> 安全標識 |
| <input type="checkbox"/> 重機械等の点検 | <input type="checkbox"/> 新規入所時教育 |
| <input type="checkbox"/> 整理・整頓・環境の整備（事務所、休憩所、宿舍、作業場）等 | |

・ 車両、重機災害防止

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 車両系建設機械 | <input type="checkbox"/> 荷役運搬機械（ダンプ、場内運搬車） |
| <input type="checkbox"/> クレーン、移動式クレーン（ユニック含む） | <input type="checkbox"/> 玉掛け（ポスターの活用） |
| <input type="checkbox"/> 軌道装置 | <input type="checkbox"/> 第三者防護 等 |

・ 崩壊、倒壊災害防止

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 地山、掘削、土留め、支保工 勾配 | <input type="checkbox"/> 型枠・支保工（一般構築物） |
| <input type="checkbox"/> 型枠・支保工（ずい道、シールド、推進） 等 | |

・ 墜落災害防止

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 安全帯の使用（親綱セット） | <input type="checkbox"/> 架設通路（栈橋） |
| <input type="checkbox"/> 足場、作業床（構台） | <input type="checkbox"/> ローリングタワー（脚立） |
| <input type="checkbox"/> つり足場 | <input type="checkbox"/> 昇降設備（移動梯子）（はしご道） |
| <input type="checkbox"/> 開口部、ピット | <input type="checkbox"/> 建設リフト |
| <input type="checkbox"/> 鉄骨の組立て 等 | |

・ 機械、電気災害防止

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 電動機器（研磨砥石、丸鋸ドリル等） | <input type="checkbox"/> 溶接機（アセチレン、酸素 等） |
| <input type="checkbox"/> 電気（分電盤、配電盤） 等 | |

・ 特殊作業災害防止

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 酸欠 | <input type="checkbox"/> 振動 |
| <input type="checkbox"/> 高圧（潜函、シールド） | <input type="checkbox"/> 粉塵 等 |

③確認資料（参考）

・ 店社パトロール点検表、是正記録、写真（点検状況、是正前・是正後）等

3) 安全教育及び安全訓練等を実施し、記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：施工計画書に基づき、安全訓練等の実施状況、参加状況等を工事関係資料等により確認する。

<判断基準>

適正	安全訓練等が月当たり、半日以上行われた記録がある。
口頭指示	安全訓練等の実施や記録に不備があり、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	安全訓練等を実施していない、または、実施しているか記録がなかったため、助言・指導による改善が見られなかったので、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【工事中の安全管理】

（安全教育）

・受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- ア) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- イ) 当該工事内容等の周知徹底
- ウ) 工事安全に関する法令、通達、指導等の周知徹底
- エ) 当該工事における災害対策訓練
- オ) 当該工事現場で予想される事故対策
- カ) その他、安全・訓練等として必要な事項

・受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員等に提出しなければならない。

・受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備、保管し、監督職員等の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

②確認資料（参考）

- ・安全教育・訓練資料、参加者サイン、写真（教育状況、訓練状況）等

4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：作業日毎に安全巡視等を実施しているかを工事関係資料等（安全日誌等）により確認する。

<判断基準>

適正	安全日誌等により安全巡視等が適切に実施されていることが確認された。
口頭指示	安全日誌等の不備や安全巡視等の不履行があり、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	安全日誌等はなく、安全巡視もしていないなど問題があったため、助言・指導による改善が見られなかったので、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【工事区域周辺の安全訓練】

・受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

②【作業場所の巡視】：労働安全衛生規則第 637 条

・作業場所の巡視については、毎作業日に少なくとも 1 回、これを行わなければならない。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 作業間の連絡調整の状況の確認 |
| <input type="checkbox"/> 不安全状態や不安全行動の是正とその指導 |
| <input type="checkbox"/> 工事の進捗状況の把握 |

③参考：安全衛生活動の実施例

ア) 毎日定期的実施するもの

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 安全朝礼 | <input type="checkbox"/> 体操 |
| <input type="checkbox"/> 安全ミーティング（TBM） | <input type="checkbox"/> 安全当番点検 |
| <input type="checkbox"/> 危険予知活動（KY等） | <input type="checkbox"/> 元請係員点検 |
| <input type="checkbox"/> 作業開始前点検 | <input type="checkbox"/> 元請社員工程打合せ |
| <input type="checkbox"/> 職長等点検 | <input type="checkbox"/> 各種の午後の点検・巡視 |
| <input type="checkbox"/> 作業所長・安全当番の巡視 | <input type="checkbox"/> 終業時の確認・報告 |
| <input type="checkbox"/> 作業中の指導・監督 | <input type="checkbox"/> 安全工程打合せ（作業間の連絡・調整） |
| <input type="checkbox"/> 業者ごとの持ち場後片付け | |

イ) 毎週定期的実施するもの

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 前週の反省 | <input type="checkbox"/> 週間安全工程打合せ |
| <input type="checkbox"/> 機械・電気等の週間点検 | <input type="checkbox"/> 週間一斉片付け |

ウ) 毎月定期的実施するもの

- | | |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 機械・電気等の定期点検・自主点検 | <input type="checkbox"/> 安全衛生教育 |
| <input type="checkbox"/> 災害防止協議会 | <input type="checkbox"/> 安全衛生大会 |

エ) 随時に実施するもの

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> 送り出し教育 | △入場予定者との事前打合せ |
| <input type="checkbox"/> 新規入場者教育 | △安全衛生大会等の行事 |
| <input type="checkbox"/> 持込機械届の受理 | △各種教育訓練・勉強会の実施 |

注) ◎印・・・最重点実施事項 ○印・・・重点実施事項 △印・・・順次実施事項

T B M：職長を中心に、作業の内容や方法・段取り・問題点について話し合ったり、指示伝達を行うもの。

K Y：作業員が、事故や災害を未然に防ぐことを目的に、作業に潜む危険を予知し、指摘しあうもの。

5) 新規入場者教育を実施し、記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：新規入場者教育の実施状況等の工事関係資料等をもとに確認する。

<判断基準>

適正	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていることが確認できた。
口頭指示	新規入場者教育に関する指導及び援助に問題があり、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていなかったため、助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【雇い入れ時の教育】：労働安全衛生規則第 35 条

・労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な教育を行わなければならない。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ○工事の概要と作業場の方針 | ○作業場内の危険個所と立入禁止区域 |
| ○担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等） | |
| ○作業所の規律と安全心得 | ○作業所の安全衛生行事と実施要領 |
| ○避難に関する事項 等 | |

②新規入場者教育は、下請負者が実施する義務が課せられていますが、受注者には、教育を行う場所と資料の提供等が義務づけられている。受注者は、新規入場者教育にできるだけ立会い、適切に実施するよう指導すること。：労働安全衛生法第 30 条 4 項

③参考：新規入場時等教育実施報告書の項目例

- ア) 教育の種類（新規入場時、雇入れ時、作業変更時）
- イ) 実施日時
- ウ) 実施場所
- エ) 教育方法（講義、スライド 等）
- オ) 教育内容（上記①参照）
- カ) 講師
- キ) 受講者氏名（受講者に氏名を自筆させること）
- ク) 資料

6) 過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：過積載防止の取り組み記録や実重量記録資料等を確認する。

現場確認：現場に赴いた時、運搬車両の積載状況を確認する。

<判断基準>

適正	過積載防止の取り組みが行われていることが確認できた。
口頭指示	過積載防止の取り組みが行われていないことが確認できず、助言・指導（口頭指示）を行った。

文書注意	過積載防止の助言・指導による改善が見られなかったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	運搬車両がない工事

<注意事項>

①過積載は、ブレーキ性能の低下やハンドル操作の遅れが発生し、交通事故の誘発要因となるとともに、道路及び橋梁等を損傷する一因となる。

②過積載は、エンジンや車体に過大な負担がかかることにより、騒音・振動及び排気ガスの増大を招く。

③荷台枠高さによる容量管理や自重計等による計測管理などにより、積載量の管理状況、過積載防止の取り組み状況のわかる記録を整備する。

④【ダンプトラック等による過積載等の防止】

- ・工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ・過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ・資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ・さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りするもののないようにすること。

⑤過積載の目安

- ・ダンプトラックのメーカーや車両により許容積載量に差異があるが、過積載の目安として下記を基準とする。

○土砂及び碎石、アスファルト合材等の建設資材は均した状態で平ボディの嵩高いっぱいまで。

○アスファルト、コンクリート殻及びアスファルト切削殻は、平ボディの上へ嵩高 20 cmまでは定量による積載とみなす。

⑥【過積載の禁止】

ア) 道路法、車両制限令

- ・通行の禁止又は制限：道路法第 47 条

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両制限令で定める幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が最高限度を超える車両は、道路を通行させてはならない。

- ・限度超過車両の通行の許可等：道路法第 47 条の 2

道路管理者は、やむを得ないと認めるときは、申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、必要な条件を付して通行を許可することができる。（特殊車両通行許可、特殊車両通行確認）

イ) 道路交通法

- ・乗車又は積載の制限等：道路交通法第 57 条

車両の運転者は、道路交通法施行令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはなら

ない。

- ・制限外積載許可：道路交通法第 57 条第 3 項

貨物が分割できない等の理由で、出発地警察署長が許可をしたときは、制限を超える積載をして車両を運転することができる。

ウ) 参考

車両の重量等の最高限度：車両制限令第 3 条 積載制限（道路交通法 施行令第 22 条第 3 項、4 項）

1) 幅 2.5m	1)長さ ・車の長さ+車の長さの 2/10
2) 重量 総重量 20 t	・車体の前後から車の長さの 1/10 を超えてはみ出さないこと。
軸重 10 t	2) 幅 ・車の幅+車の幅の 2/10
輪荷重 5 t	・車体の左右から車の幅の 1/10 を超えてはみ出さないこと。
3) 高さ 3.8m	3) 高さ 3.8m
4) 長さ 12m	

7) 使用機械、車両等の点検整備等が管理され、点検記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：使用機械や車両機器類の点検状況報告書等により、その状況を確認する。

現場確認：現場工事車両の特定自主検査済標章や使用機械について確認する。

<判断基準>

適正	定期自主検査等が行われ、実施記録も整理されていることが確認できた。
口頭指示	点検や記録に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	点検や記録に問題があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①【定期自主検査の記録】：労働安全衛生規則第 169 条

自主検査を行ったときは、下記事項を記録し、3 年間保存すること。

- 1) 検査年月日、 2) 検査の方法、 3) 検査箇所
- 4) 検査の結果、 5) 検査を実施した者の氏名
- 6) 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

②車両機器類の整備状況を確認する。

1) 現場搬入時の点検：土木工事安全施工技術指針（第 4 章第 1 節 2）

- ・前照灯、警報装置、ヘッドガード、落下物保護装置、転倒時保護装置、操作レバーロック装置、硬化防止用安全ピン等の安全装置の整備。
- ・前照灯、警報装置、操作レバーロック装置等の正常動作。
- ・建設機械の能力、整備状況等

2) 作業開始前の点検：労働安全衛生規則第 170 条

- ・その日の作業開始前に、ブレーキ、クラッチの機能について点検

- 3) 定期自主検査（月例検査）：労働安全衛生規則第 168 条
1 か月以内毎に 1 回、定期的に、下記項目について自主検査を行なうこと。
 - ・ブレーキ、クラッチ、操作装置、作業装置の異常の有無。
 - ・ワイヤーロープ、チェーンの損傷の有無。
 - ・バケット、ジッパ等の損傷の有無。
- 4) 定期自主検査（年次検査）：労働安全衛生規則第 167 条
1 年以内毎に 1 回、定期的に自主検査を行なうこと。
- 5) 特定自主検査（1 年以内に 1 回、事業内検査資格者または登録検査業者による検査）：
労働安全衛生規則第 169 条の 2
- 6) 車両系建設機械に係る自主検査を行ったときは、見やすい箇所に特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる「検査標章」を貼り付けなければならない：労働安全衛生規則第 169 条の 2 第 8 項

③参考：受注者は、下請業者に対し、建設現場に持ち込む建設機械等の機械整備について事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主点検、作業開始前点検等を徹底させること。

- ・持込機械等（移動式クレーン、車両系建設機械等）使用届
- ・持込機械等（電動工具、電気溶接機等）使用届
- ・持込機械届受理証
- ・工事用車両届

**8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされ、点検記録がある。
(施工時適宜)**

<チェックポイント>

書類確認：分離措置等の点検記録により分離措置の状況を確認する。

現場確認：誘導員配置状況や分離措置の状況を確認する。

<判断基準>

適正	適切な分離措置が実施されているのが確認された。
口頭指示	分離措置に不備が確認されたので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	分離措置がなされておらず、安全管理上に不備があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	重機の使用がない工事。

<注意事項>

・建設機械と作業員との混在作業となる場所においては、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示するとともに、作業範囲内への作業員の立入りを禁止すること。

：土木工事安全施工技術指針（第 7 章第 3 節 3）

・建設機械との混在作業で、作業員に危険の生ずるおそれのある時は、監視員を配置し危険箇所へ作業員が立ち入らないように監視すること。：建設機械施工安全技術指針（第 92）

・誘導員の配置について

①建設機械の運転について、誘導員をおく場合には、一定の合図を定め、誘導員に当該合図を行わせること。また、定めた合図は、関係作業員に周知すること。

：労働安全衛生規則第 159 条、土木工事安全施工技術指針（第 2 章第 4 節 3）

②作業内容により、やむを得ず作業員と建設機械の混在作業となる場合には、必ず誘導員を配置すること。誘導員及び作業員には、合図、誘導の方法のほか、運転者の死角など視認性に関する事項についても周知すること。土木工事安全施工技術指針（第 4 章第 1 節 1）

③掘削機械、積込み機械、運搬機械が、作業員の作業区域に後進して接近する時、又は転落のおそれのある時は、誘導員を配置し、その者に当該建設機械の誘導をさせること。

：労働安全衛生規則第 365 条

④建設機械による作業において、作業員がアームやジッパなどと接触するおそれのある箇所や走行時に巻き込まれるおそれのある場所などには、作業員の立入りをさせてはならない。やむを得ず立ち入る必要があるときは、誘導員を配置して、その者に建設機械の誘導をさせること。：労働安全衛生規則第 158 条

⑤建設機械等による作業においては、軟弱な路肩、法肩に接近しないようにすること。

やむを得ず近づく場合は、誘導員を配置すること。

：土木工事安全施工技術指針（第 7 章第 3 節 3）

⑥路肩、傾斜地等で建設機械を使用する場合で、転倒または転落の危険が生ずるおそれのあるときは、誘導員を配置して、その者に当該建設機械の誘導をさせること。

：労働安全衛生規則第 157 条第 2 項

⑦作業計画を必要とする主な作業

- ・車両系建設機械：安衛則第 155 条
- ・移動式クレーン：ク則第 66 条の 2
- ・ロープ高所作業：安衛則第 539 条の 5

※車両系荷役運搬機械、移動式クレーンについても同様に注意する。

9) 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：現場の点検を行っているか、各種記録等を確認する。

<判断基準>

適正	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
口頭指示	適正な時期に各種点検が行われていないのが確認できず、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われておらず、安全管理上に不備があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	山留め、仮締切等がない工事。

<注意事項>

①土止め（土留め）支保工の点検時期：労働安全衛生規則第 373 条

- ・下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補強または補修すること。

ア) 設置後 7 日を超えない期間ごと。(なお土木工事安全施工技術指針（第 5 章第 2 節 9）

では、“日常点検”と定めている。）

イ) 中震（震度階級4以上）以上地震の後。

ウ) 大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後。

②参考：【建設機械施工安全マニュアル】国土交通省

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000013.html

10) 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：現場の点検を行っているか、各種記録等を確認する。(組立完了時の点検、作業開始前点検、定期点検) ※元請にも足場点検の義務：安衛則第 655 条

<判断基準>

適正	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
口頭指示	適正な時期に各種点検が行われていないのが確認できず、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われておらず、安全管理上に不備があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	足場、支保工がない工事。

<注意事項>

①足場の点検時期：労働安全衛生規則第 567 条、第 655 条

・下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修をすること。

ア) 強風（10 分間の平均風速が 10m/s 以上）、

イ) 大雨（1 回の降雨量が 50mm 以上）、

ウ) 大雪（1 回の積雪量が 25cm 以上）等の悪天候の後。

エ) 吊り足場については、毎日の作業開始前

以上、点検は、足場において作業を開始する前に実施すること。

②足場の点検内容：労働安全衛生規則第 567 条、第 568 条、第 655 条

足場の点検者の指名と氏名の記録・保存：労働安全衛生規則第 567 条、第 568 条、第 655 条

・事業者及び注文者の足場の点検（吊り足場を含む）を行う際は、あらかじめ点検者を指名しなければならない。

・足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存しなければならない。

③型枠支保工の点検時期

・下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修をすること。

ア) コンクリートの打設作業を行う日の作業開始前：労働安全衛生規則第 244 条、第 247 条

イ) コンクリートの打設中：土木工事安全施工技術指針（第 9 章第 4 節 3）

11) 保安施設等の整理・設置・管理が適確であり、記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：保安施設等の点検管理記録簿等により、その状況を確認する。

現場確認：施工計画等に基づき、現場への標識類等、保安施設の設置状況及び管理状況を確認する。

<判断基準>

適正	保安施設等の設置状況が適切であり、管理も的確であることが確認できた。
口頭指示	保安施設等の設置状況や点検、管理に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	保安施設等の設置状況や点検、管理に問題があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

①設置標識、保安設備等の設置管理、点検を実施するよう指導すること。

②【工事中の安全管理（工事区域周辺の安全管理）、（交通の安全管理）】

：宮崎県土木工事共通仕様書（1-1-26 工事中の安全確保）

・受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

・受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、道路工事現場における標示施設等の設置基準、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について及び道路工事保安施設設置基準（案）に基づき、安全対策を講じなければならない。

③参考【道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について】

：国土交通省（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）

④参考【建設工事公衆災害防止対策要綱】

(2) 安全パトロールの指摘事項の処理

1) 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：各種安全パトロールが実施され、改善すべき点等を下請業者に対して指導しているかどうかを工事関係資料により確認する。

<判断基準>

適正	指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録が確認できた。
口頭指示	指摘事項や是正事項について、改善に不備があったので、助言・指導（口頭指

	示)を行った。
文書注意	指摘事項や是正事項について、改善が図られなかったので、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	各種安全パトロールで改善等を要する事項がなかった工事。

<注意事項>

- ①各種安全パトロール実施結果で改善等を要するものは、書面等により建設現場に指導し、改善した結果について報告を求めるようにすることが必要。

IV. 対外関係

(1) 関係機関等

1) 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。

<チェックポイント>

書類確認：関係機関の許可証等の写し、協議記録等を確認する。

<判断基準>

適正	関係機関との協議等が適切に行われ、許可書類等の確認ができた。
口頭指示	関係機関との協議不足があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	関係機関との協議等に問題があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	関係機関との調整等が不要な工事。

<注意事項>

- ①受注者は、工事着手前に関係機関との協議を速やかに行うこと。
- ・官公庁等への届出等において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。
- ②【官公庁への手続き等】：宮崎県土木工事共通仕様書（1-1-35）
- ・受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
 - ・受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の前記により実施しなければならない。
 - ・受注者は、諸手続きに係る許可、承諾等の資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員等から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。
 - ・受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員等に協議しなければならない。
- ③【安全管理体制】：宮崎県土木工事共通仕様書（1-1-26）
- ・受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- ④参考
- ・所轄労働基準監督署提出書類
 - ア) 特定元方事業開始報告：常時従事する労働者が10人未満は省略できる。

- イ) 建築物機械等設置・移転・変更届：足場 10m 以上、吊り足場、張り出し足場等
- ウ) 建設工事・土石採取計画届：圧気工法、31m を超える建築物、ずい道、耐火建築物等の吹付石綿等の除去、掘削の深さ 10m 以上支間 50m 以上の橋梁
- ・労働基準監督署長届出（工事開始 14 日前）：労働安全衛生法第 88 条の第 3 項
 - ア) 最大支間 50m 以上の橋梁の建設
 - イ) 最大支間 30m 以上 50m 未満の橋梁の上部構造の建設
 - ウ) ずい道等（含む斜坑）の建設（内部に人が立ち入らないものを除く）
 - エ) 掘削の高さ又は深さが 10m 以上の地山の掘削（含む立坑）
- ・労働局長審査（工事開始前 14 日前）：労働安全衛生法第 89 条の 2
- ・厚生労働大臣届出（工事開始前 30 日前）：労働安全衛生法第 88 条の第 2 項

2) 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）

<チェックポイント>

書類管理：地元関係者との打合せや苦情処理対応記録、回覧、挨拶文などの啓発活動状況を確認する。

<判断基準>

適正	地元住民等との交渉、苦情処理等の内容は、文書等で確認する等、明確にしていることが確認できた。
口頭指示	地元住民等との交渉、苦情処理などへの対応、報告に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	地元住民等との交渉や苦情処理などへの対応に問題があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	施工に必要な交渉や苦情がない工事。

<注意事項>

- ①直接関係する地元住民等の調整、打合せを十分に行い、スムーズな工事の進行に努めるよう指導すること。
 - ・住民への説明において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。⇒日報や住民からの苦情内容を確認。（必要に応じて聞き取り）
- ②【官公庁への手続き等】：宮崎県土木工事共通仕様書（1-1-35）
 - ・受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
 - ・受注者は、地元関係者等から工事の施工に関する苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
 - ・受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、事前に交渉内容を監督職員等に報告するとともに、これらの交渉に当たって誠意をもって対応しなければならない。
 - ・受注者は、上記の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にして

おくとともに、状況を随時監督職員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。

3) 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認：近接工区との調整や他事業占有者との打合せ記録、事前立会、試掘等の立会記録等を確認する。

<判断基準>

適正	近接工事や施工上密接に関係する他工事の受注者との工程調整、立会等が適切に実施、管理が行われている。
口頭指示	近接工事や施工上密接に関係する他工事の受注者との工程調整、立会等に不備があったので、助言・指導（口頭指示）を行った。
文書注意	近接工事や施工上密接に関係する他工事の受注者との工程調整、立会等に問題があったため、改善指示（文書注意）を行った。
対象外	近接工事又は施工上密接に関連する工事が無い場合。

<注意事項>

- ①近接工事又は工事施工に関連する工事（水道、ガス、電気事業者等）との打合せを行い、スムーズな工事の進行に努めるよう指導すること。
 - ・近接工事との調整において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。
- ②【関連工事の調整】：宮崎市工事請負契約約款（第2条）
 - ・発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- ③【受注者相互の協力】：宮崎県土木工事共通仕様書（1-1-26）
 - ・受注者は、②の規定に基づき近接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- ④【工事中の安全確保】：宮崎県土木工事共通仕様書（1-1-26）
 - ・受注者は、工事現場が隣接し又は同一現場において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- ⑤「工事関係者連絡会議」確認資料等
 - ・会議資料、議事録、出席者、写真等